

令和7年1月6日

## 職員の懲戒処分について

竹原市では、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので次のとおり公表します。

1 処分年月日

令和7年1月5日

2 被処分者

総務部 会計年度任用職員（69歳）

3 処分内容

停職1か月

※また、当該職員の所属長及び係長についても、指導監督責任があることから、文書訓告及び厳重注意を行いました。

4 処分理由

令和6年10月頃から令和7年9月頃にかけて、公用車内や作業中の個室内において、複数の職員に対し、複数回にわたり、身体的接触やわいせつな言辞等の性的な言動を行ったため。

5 市長コメント

このたび、本市職員がこのような不祥事を起こしたことにより、被害職員はもとより、市民の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、再発防止に向け、より一層の綱紀の肅正及び服務規律の確保を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

6 その他

(1) 被処分者は同日付（1月5日）で依願退職しました。

(2) 本事案に係る関係者のプライバシーの保護には、十分ご配慮いただきますようお願いします。

問い合わせ

総務課 人事係 担当：品部、山口

T E L 0846-22-7759 F A X 0846-22-8579